

4月定例総会議事録

1. 開催日時 令和5年4月18日（火）午前10時～10時23分
2. 開催場所 宇部市男女共同参画センター・フォーユー 3階 軽運動室
（宇部市琴芝町一丁目2番5号）
3. 出席委員 会長 原田 秀一
職務代理 上田 直樹
委員 伊藤 多美恵、河崎 貫一郎、村田 信男、内山 信行、
村田 高子、岡田 保子、落合 直巳、阿部 利男、
関谷 利彦、正司 浩幸、田中 修、磯部 恵子、河村 守浩、
大草 知子、富永 茂巳、野村 文雄・・・（18人）
4. 欠席委員 （0人）

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 付議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（8番取下げ）

議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による転用許可申請について

議案第4号 非農地証明申請について

議案第5号 事業計画変更承認について

議案第6号 農用地利用集積計画（案）の審査について

議案第7号 農用地利用配分計画（案）への意見について

議案第8号 宇部市農地利用状況調査員設置要綱の廃止について

議案第9号 「令和5年度最適化活動の目標等」について（修正）

第3 報告事項

報告第1号 農地法第18条の規定による賃貸借契約の解約通知について

報告第2号 農地所有適格法人報告書について

6. 事務局 河村局長、石川局長補佐、高瀬係長

議 長： 定刻となりましたので、4月の定例総会を開会します。
事務局から諸般の報告をお願いします。

事務局： 報告の前に、事務局職員に4月1日定期人事異動がありましたので紹介します。

（新任職員紹介）

それでは諸般の報告をします。

本日の出席人数ですが、ただ今の出席委員は18人です。

本日の議事は、議案第1号から第9号までの付議事項27件及び報告事項2件です。

議 長： 本日の委員18人中18人全員出席ですので、総会は成立しています。
本日の議事録署名委員については私から指名します。
東岐波地区の正司委員、旧市地区の内山委員をお願いします。
なお、書記については、事務局職員に対応させます。
ただ今の事務局報告に質疑等はありませんか。

(質問、意見なし)

議長： それでは、これより議事に入ります。

議長： 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は1ページの旧市地区の議案7番について説明します。
本件について事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長： 旧市地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 旧市地区よろしいですか

伊藤委員： はい。

議長： 採決に入ります。旧市地区の1件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、7番は許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は3ページの小野地区の議案9番について説明します。
訂正表のとおり、9番について5筆目、6筆目の所在地に訂正があります。本件について事前質問はありませんでした。また、いずれの議案も申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長： 小野地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 小野地区よろしいですか

野村委員： はい。

議長： 採決に入ります。小野地区の1件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、9番は許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は、5ページの楠地区の議案10番について説明します。
本件について、事前質問はありませんでした。また、いずれの議案も申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長： 楠地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 楠地区よろしいですか

阿部委員： はい。

議 長： 採決に入ります。楠地区の1件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、10番は許可します。

次に、議案第2号、農地法第4条の規定による転用許可申請について上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は7ページの旧市地区の議案2番について説明します。

本件について事前質問はありませんでした。また、立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。

議 長： 旧市地区の本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 旧市地区よろしいですか

伊藤委員： はい。

議 長： 採決に入ります。旧市地区の本件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、2番は許可します。

次に、議案第3号、農地法第5条の規定による転用許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は9ページの旧市地区の議案18番について説明します。

本件について事前質問はありませんでした。また、立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。

議 長： 旧市地区について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 旧市地区よろしいですか

伊藤委員： はい。

議 長： 採決に入ります。旧市地区の1件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、18番は許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は11ページから22ページまでの東岐波地区の議案19番から24番までの6件です。

訂正表のとおり、11ページの議案19番については、所在の説明及び違反転用に訂正があります。いずれの議案も、立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。

議長： 東岐波地区について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 東岐波地区よろしいですか

正司委員： はい。問題ありません。

議長： 採決に入ります。東岐波地区の6件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、19番から24番までは許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は23ページから34ページの西岐波地区の議案25番から30番までの6件です。

6件について事前質問はありませんでした。いずれの議案も、立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。

議長： 西岐波地区について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 西岐波地区よろしいですか

村田(信)委員： はい。問題ありません。

議長： 採決に入ります。西岐波地区の6件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、25番から30番までは許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は35ページの楠地区の議案、31番について説明します。

訂正表のとおり、譲受人に代表取締役の記載が漏れておりました。本件について事前質問はありませんでした。立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。

議 長： 楠地区について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 楠地区よろしいですか

村田(高)委員： はい。大丈夫です。

議 長： 採決に入ります。楠地区の1件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、31番は許可します。

次に、議案第4号、非農地証明申請について一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は37ページから44ページの議案11番から14番までの4件です。
訂正表のとおり、41ページの議案13番の登記地目、43ページの議案14番の申請地の現況の説明に訂正があります。
いずれの議案も、事前質問はありませんでした。申請地の現況は議案書に記載のとおりです。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 採決に入ります。本件について議案書記載のとおり証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、全件について承認・証明することとします。

次に、議案第5号、事業計画変更申請について上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は45ページ、46ページです。これは、27ページの議案27番に関連するものです。

本件について事前質問はありませんでした。譲渡人の親が平成14年5月28日に共同住宅1棟、駐車場6台を目的に農地法第5条の許可を受けたものの、経済環境悪化により頓挫し、今回相続人を譲渡人として事業計画を変更することから、所要の手続きを行うものです。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： それでは採決に入ります。本件について承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、本件について承認することとします。
次に、議案第6号、農用地利用集積計画（案）の審査について上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は47ページから59ページです。
訂正表のとおり54ページ二俣瀬の1番の取下げ、57ページ、58ページ7番の設定期間の訂正があります。
本件について事前質問はありませんでした。農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸借による利用権の設定の審査です。内容は議案書に記載のとおりです。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 採決の前に該当地区ごとに取りまとめたいと思います。
東岐波、西岐波、厚南、厚東、二俣瀬、小野、船木、万倉、吉部の委員さん、よろしいでしょうか。

(各地区委員異議なし)

議 長： 分かりました。それでは採決します。
本件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第6号は原案どおり決定します。
次に、議案第7号、農用地利用配分計画（案）の審査について上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は60ページから63ページまでです。
該当農地の貸付先への配分について意見を求められています。これは、令和5年3月の総会で、中間管理機構である、やまぐち農林振興公社に管理権が設定されており、中間管理機構が管理権を有する農地について権利設定を行う場合は農業委員会の意見を聞くこととされていることに伴うものです。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 二俣瀬の委員さん、よろしいでしょうか。

落合委員： 問題ありません。

議 長： 採決に入ります。本件について、「意見なし」として回答することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 次に、議案第8号、宇部市農地利用状況調査員設置要綱の廃止について上程します。事務局説明をお願いします。

事務局： 議案書は64ページです。
これは、利用状況調査の委員手当について、令和5年度から他の農地利用最適化業務も含め委員報酬に加算して支給することとなったため廃止するものです。

議長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 採決に入ります。本件について、議案書記載のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第8号は、議案書記載のとおり承認することとします。
次に、議案第9号、「令和5年度最適化活動の目標設定等」の修正について上程します。事務局説明をお願いします。

事務局： 議案書は別紙です。
これは、前回の総会にて決定された令和5年度の最適化目標を修正するもので、令和4年度の実績値を追加するものです。
訂正表のとおり、2ページⅡ-1-(2)の現状の遊休農地面積の内訳及び3ページⅡ-2-(2)の活動強化月間の設定目標の取組時期に訂正があります。

議長： 本件について、質問、意見等ありますか。皆さんじっくり見てください。

(質問、意見なし)

議長： では採決に入ります。本件について議案書記載のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第9号は議案書記載のとおり決定することとします。

付議事項は終わりました。
次に報告事項に入ります。事務局、説明をお願いします。

事務局： 総会報告事案は2件あります。順に説明します。
報告第1号、議案書は69ページ、70ページです。本件は農地法第3条の権利移動許可に先立ち、土地所有者と法人が契約を解約した旨の届出です。
次に報告第2号、議案書は71ページから73ページと74ページから77ページです。市内に事業所を有する農地所有適格法人2社から農地法に基づき直近会計年度の事業の報告があり、その写しと確認結果です。

議長： ただいまの報告事案について質問等はよろしいですか。
これら報告事項であり了解いただきたいと思えます。
次に山口県農業会議より、令和5年度農業者年金加入推進部長の推薦依頼がありました。つきましては、上田職務代理にお願いすることにしたいと思えますが、皆様、御了承いただけますか。

(全員、了承)

議 長： それでは、上田委員お願いします。
事務局から連絡等はありませんか。

(事務局から、次回日程について連絡)

議 長： すべての議事、報告が終わりました。
これを持ちまして、4月定例総会を閉会します。

(10:23終了)